

相続・生前対策に関する 出張相談会

相談
無料

先着
12組

相続と相続税のお悩み、疑問を解決します!



専門家に
聞いてみよう!

開催日時

令和6年5月8日[水]

事前予約制 9:30~11:30

会場

早川倉庫 1F レンタルスペース

熊本市中央区万町2丁目4

共催

司法書士法人小屋松事務所・(株)くまもと相続遺言相談センター・福田税理士事務所

お問合せ先

司法書士法人 小屋松事務所 (株)くまもと相続遺言相談センター

TEL.096-372-8500

お気軽にお電話ください(受付時間/平日9:00~18:00)

ご予約は電話か、
こちらのQRコードから
お申し込みください▶



2024年(令和6年)
4月1日より

相続登記が義務化されました



相続登記の義務化

① 相続の開始を知り、かつ、所有権を取得したと知った日から3年以内に、所有権移転の登記を申請しなければなりません

② 正当な理由がないにもかかわらず申請をしなかった場合には、10万円以下の過料の対象となります

③ 2024年(令和6年)4月1日以前に発生した相続についても、相続登記は義務となります

生前贈与に関する贈与税・相続税が改正されました

① 相続時精算課税制度はこれまでの贈与税の基礎控除2500万円とされておりましたが、これの他に年間110万円の控除額の枠が設定されて使いやすくなりました。

② 生前贈与の加算期間が3年から7年に延長されたことに伴い、早めの相続対策が求められるようになりました。

相続税に関する以下のお悩みを抱えている方

- ① 相続税の節税対策を知りたい
- ② 我が家は相続税が課税されるのか知りたい
- ③ 経営する会社の株価が知りたい
- ④ 身近に相談できる税理士がない
- ⑤ 相続税が払えるか心配だ

相続登記に関する以下のお悩みを抱えている方

- ① 自宅の名義が亡くなった夫または妻の名義のままになっている
- ② 相続についてやらなくてはいけないことがあることは分かっているけれども、煩雑で自分だけではできなくて困っている
- ③ 近くに相続の専門家がないため、相談する機会がなくて困っている
- ④ 相続人が県外にいるため、手続きをどのように進めていったら良いのか分からない



福田税理士事務所

税理士 福田 春二

当事務所は、熊本市大江で平成4年に開業し、現在まで32年間多くの優良なお客様に恵まれ、税理士有資格者3名含め10名の税理士事務所です。相続税申告の他、相続事前対策を得意分野として業務を行っております。プロ集団として皆様方のお役に立てることをスタッフ全員の喜びとして日々精進しております。

〒862-0971

熊本県熊本市中央区大江4丁目10番24号 コーナン大江2F
TEL.096-362-0232 FAX.096-362-0231



司法書士法人 小屋松事務所 (株)くまもと相続遺言相談センター

代表社員 小屋松 俊太

司法書士・行政書士・家族信託専門士

創業43年(設立13年)の老舗司法書士事務所(法人)です。「納得・満足・安心」をモットーに相続・財産管理でお悩みを抱えた熊本の皆様へ寄り添い、少しでも不安を解消するため、力を合わせてその方に合った「相続のカタチは何か」を追求することを使命とし、全社一丸となって日々取り組んでいます。当法人では、相続専門スタッフが多数在籍し、スピーディーかつきめ細やかな対応を心掛けています。

〒862-0950

熊本市中央区水前寺1丁目4番31号 アヴァンティビル1F
TEL.096-372-8500(代) FAX.096-372-8501